

●法人の方
【申請書記入例】

事業者緊急支援金交付申請書兼請求書兼実績報告書

令和2年 5月

津山市長 殿

〒708-8501
申請者 住 所 津山市山北520

法人名・屋号 株式会社津山市

代表者名 代表取締役 津山 太郎
(個人事業者のみ：生年月日 T・S・H 年 月 日)

④には代表者印を押してください。



津山市小規模事業者緊急支援金の交付を受けたいので、津山市小規模事業者緊急支援金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて以下のとおり申請、請求及び実績の報告をします。

1 交付申請額 (請求額) 200,000円

2 事業者情報

※業種の分類については右を参照

法人番号を忘れずに記載してください。

法人	本店の住所	〒708-8501 津山市 山北ABC	法人番号(13桁)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1
個人	店舗等の事業所の住所	〒津山市	電話番号(携帯含む)	(0868) XX - XXXX

電話番号を必ず記載してください。

主たる業種	飲食業	常時使用する従業員数	5人
事業開始年月日	年 月 日	操業月数	月

平成31年1月以降に創業した方は必ず記入してください。

※事業開始年月日、操業月数(確定申告まで)については平成31年1月以降に創業した者のみ記入してください。

①令和2年 4月(対象月)の売上高	600,000 円
②確定申告書類に記載の年間売上高	10,800,000 円
③月平均売上 ②/12(又は操業月数)	900,000 円
④売上減少率 (③-①)/③×100	33.3 % 減少率20%以上が要件です。

※計算方法については右を参照

口座の名義は法人名義か、例の通り法人の代表者名義に限りません。

金融機関名	津山	預金種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	口座名義	津山市株式会社 代表取締役 津山太郎

ゆうちょ銀行の場合は下記URLをご覧ください
https://www.jp-bank-japanpost.jp/kojin/sokin/koza/kj_sk_kz_furikomi_ksk.html

※業種分類

下記は卸売業・サービス業・小売業の内訳です。それ以外は「製造業・建設業・運輸業その他」に分類されます。社会福祉法人・医療法人はサービス業、NPO法人はその他に分類されます。

卸売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
サービス業	放送業、情報サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報政策業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業(旅行業は除く。)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)
小売業	各種商品小売業、繊維・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業

【小規模事業者要件】
・上記の表に記載の業種は従業員数5人以下となります。
・宿泊業と娯楽業、製造業・建設業・運輸業その他は従業員数20人以下となります。

※計算方法

- ①について
・令和2年2月、3月、4月からひと月を選んで月間の売上高を記入します。
・月間の売上高を証明する台帳等の写しの添付が必要です。
- ②について
・法人は対象月を含まない直近の事業年度の法人事業概況説明書の売上(収入)高欄の数字を記載します。
- ③について
・確定申告書に記載の売上が1年間の数字であれば12で割ってください。
・創業1年未満で、確定申告書に記載の売上高や営業等事業収入が12ヶ月に満たない場合は、操業月数で割ります。その際履歴事項証明書や現在事項証明書を添付してください。
- ④について
・③から①を引いて、③で割り100をかけることで、減少率を算出します。
・20%以上減少していれば支援金の対象となります。



裏面も必ずご確認ください

●個人事業者の方 【申請書記入例】

緊急支援金交付申請書兼請求書兼実績報告書

令和2年

津山市長 殿

申請者 住 所 〒708-8501 津山市山北520

法人名・屋号 料理屋ツヤマタロウ

代表者名 津山 太郎

(個人事業者のみ：生年月日 T・S・H 4年 4月 1日)

代表者印を押してください。



津山市小規模事業者緊急支援金の交付を受けたいので、津山市小規模事業者緊急支援金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて以下のとおり申請、請求及び実績の報告をします。

※業種の分類については右を参照

1 交付申請額(請求額) 200,000円

2 事業者情報

法人	本店の住所	〒津山市	法人番号	
個人	店舗等の事業所の住所	〒708-8501 津山市 山北ABC		

電話番号を必ず記載してください。

日中連絡の取れる電話番号(携帯含む) (0868) XX-XXXX

主たる業種	飲食業	常時使用する従業員数	5人
事業開始年月日	年 月 日	操業月数	月

平成31年1月以降に創業した方は必ず記入してください。

※事業開始年月日、操業月数(確定申告まで)については平成31年1月以降に創業した者のみ記入してください。

3 売上減少率

2・3・4月のいずれかを記入	
①令和2年 4月(対象月)の売上高	600,000円
②確定申告書類に記載の年間売上高	10,800,000円
③月平均売上 ②/12(又は操業月数)	900,000円
④売上減少率 (③-①)/③×100	33.3% 減少率20%以上が要件です。

※計算方法については右を参照

4 支援金の振込先

金融機関名	津山 銀行 金庫 農協 組合	本店支店 営業部 出張所	預金種類	<input checked="" type="checkbox"/> 当座
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	(フリガナ) ツヤマ タロウ	口座名義	津山 太郎

口座の名義は代表者名義に限りま。

ゆうちょ銀行の場合は下記URLをご覧ください
https://www.jp-bank-japanpost.jp/kojin/sokin/koza/kj_sk_kz_furikomi_ksk.html

裏面も必ずご確認下さい

※業種分類

下記は卸売業・サービス業・小売業の内訳です。それ以外は「製造業・建設業・運輸業その他」に分類されます。社会福祉法人・医療法人はサービス業、NPO法人はその他に分類されます。

卸売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
サービス業	放送業、情報サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報政策業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業(旅行業は除く。)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)
小売業	各種商品小売業、繊維・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業

【小規模事業者要件】

- ・上記の表に記載の業種は従業員数5人以下となります。
- ・宿泊業と娯楽業、製造業・建設業・運輸業その他は従業員数20人以下となります。

※計算方法

①について

- ・令和2年2月、3月、4月からひと月を選んで月間の売上高を記入します。
- ・月間の売上高を証明する台帳等の写しの添付が必要です。

②について

- ・個人事業者は令和元年分の所得税確定申告書B別表一の「営業等事業収入」欄の数字を記載します。

③について

- ・確定申告書に記載の売上が1年間の数字であれば12で割ります。
- ・創業1年未満で、確定申告書に記載の営業等事業収入が12ヶ月に満たない場合は、操業月数で割ります。ただし、個人事業の開業届を添付してください。

④について

- ・③から①を引いて、③で割り100をかけることで、減少率を算出します。
- ・20%以上減少していれば支援金の対象となります。

第一表 (令和元年分以降適用)

後表(住所等)欄の数字を記載してください。